

年末年始に係る役場等の業務日程について

役場事務【仕事納め】 12月29日（金）
【仕事始め】 1月 9日（火）
《臨時開庁日》 1月 5日（金）

本年度は、1月5日（金）役場庁舎を臨時に開庁し、通常どおり午前8時45分から午後5時15分まで窓口業務を行います。

また、12月30日（土）から1月8日（月・祝）までの期間は休日となりますので、1月5日を除き、出生・死亡等の届出は、従来どおり役場庁舎裏側の当直室で受付します。

【環境対策課からのお知らせ】 ～年末年始のごみ及びし尿収集業務について～

年内は12月29日（金）まで収集します

<休業日>

●ごみ収集【燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物】

12月30日（土）～1月3日（水）まで休業

※粗大ごみの収集は、12月から2月まで休業

●ごみの自己搬入

余市町クリーンセンター【燃やさないごみ・粗大ごみ】

12月30日（土）～1月7日（日）まで休業

●し尿収集

12月30日（土）～1月4日（木）まで休業



ごみに関する問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

し尿に関する問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489

【建設課からのお知らせ】 ～モラルを守って快適な冬をすごしましょう～

行政と町民が互いに手をたずさえて、秩序ある効率的な除排雪作業を行い、安全で、快適な冬をすごせるようご協力をお願いします。

15センチ以上の降雪で出動

町では15cm以上の降雪を目安に深夜から除雪作業を開始し、通勤・通学時間までに作業が終了するよう取り組んでいます。明け方の降雪の場合は交通量が増加し、事故の危険性が増すことから、除雪作業ができないことがあります。

除雪の大敵 “路上駐車”

除排雪作業時に路上に車が放置されていると、作業の停滞や交通事故を招く要因となります。場合によっては除排雪ができずに地域の方々に迷惑がかかりますので、路上駐車は絶対にしないようお願いします。

玄関前の雪かきは各家庭で

例年、玄関前に雪を置いていかないでほしいといった声が寄せられますが、限られた予算と時間の中で除雪作業を行っているため、道路脇に雪をよけるかたちの除雪となっています。玄関前によせた雪を取り除くことまではできませんので、各家庭において処理されるようお願いします。

なお、自力で除雪できない高齢者世帯や身体障がい者世帯など、一定の要件を満たす場合は、生活用道路確保のため、玄関先の除雪サービスを受けられる場合があります。

問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ
☎21-2119

各地域の除雪委託業者や雪捨て場、除雪に関する問合せ先などについては、今月号の折り込みチラシでご確認ください。

問合せ 建設課 維持グループ ☎21-2128

【総務課からのお知らせ】 ～節電にご協力を～

町庁舎等、町が管理する施設では、平成24年度から継続して節電に努めてきたところですが、今冬においては、厳冬により万一の電力需給のひっ迫が生じた場合、リスクへの特段の備えが必要との見解も示されていることから、12月1日から3月31日を集中期間とする節電プランを作成し、平成22年度の最大需要電力実績の6%削減を目標に取り組みます。

主な節電対策としては、一定時間席を離れる場合のOA機器のシャットダウン、執務室の照明を業務に支障のない範囲で減灯、ポンプなどの動力用電力を電力消費量の少ない時間帯にシフトなどです。

町民の皆様・町内事業所におかれましても、節電対策にご協力いただきますようお願いいたします。

問合せ 総務課 総務グループ ☎21-2111